

農業分野における知的財産 ～ 商標登録の有効性について～

1. 日 時 令和元年6月25日（火） 15：00～16：00

2. 主 催 あいづ”まるごと”ネット

3. 場 所 道の駅あいづ湯川・会津坂下 会議室

4. 講 師 弁理士 鈴木 賢一

5. 出席者 88名

6. 内 容

本セミナーは、「あいづ”まるごと”ネット」交流会内の講演会として開催されました。なお、「あいづ”まるごと”ネット」とは、福島県の西側に位置する会津・南会津の両地域において、農林水産物や観光資源などの地域資源活用を通じ、地域振興・農林水産業6次化・農商工連携などに取り組もうとする人々が、お互いに意見の交換を行い、更には事業パートナーとの出会いを実現するための交流の場として設けられた組織です。そして、今回の令和元年度第1回交流会においては、その第一部講演会が食品の栄養成分表示制度についてのセミナーであり、知財制度に関する本セミナーは、それに続く第二部講演会との位置付けにおいて開催されました。

まず始めに、事務局より説明資料の配付と簡単な講師紹介があり、その後、会場前方に映し出されるスライドに基づきながら、商標制度の概要と商標登録の意味について、基本的な説明を行いました。そして、どのような商標の商標登録が可能であり、それによってどのような効果が得られるのか、更には、商標の機能と類否判断の考え方などを踏まえながら、商標登録後のブランド戦略に関し、より詳細な説明を行いました。最後に、商標制度（地域団体商標を含む。）と地理的表示保護制度との比較を通して、両制度の特徴についての説明を行い、これらの制度をその特徴に応じて積極的に利活用することで、農業分野においても、より効果的なブランド戦略の展開が可能となり得ることをお話しました。

最後に会場からの質疑にお答えをする機会もありましたが、地域振興などに取り組もうとする出席者の熱意は高く、セミナーの修了後にも様々な質問が寄せられました。講師としては、本セミナーを通じて、微力ながらも出席者の皆さまのお役に立つことができたものと感じることができました。



(報告者：日本弁理士会東北会 鈴木 賢一)